

政令第二百五号

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（下水道法施行令の一部改正）

第一条 下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百四十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の十二第一項中「第七条の二第二項」を「第七条の三第二項」に改める。

（河川法施行令の一部改正）

第二条 河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 法第五十一条の二第一項の規定によりダム洪水調節機能協議会を組織すること。

第二条の二の表第六十三条第三項の項中「の都府県」を「の都道府県」に、「都道府県」を「都道府

県が当該都道府県の区域（」に、「に係る部分を除く。」を「の区域を除く。」について」に改める。

第二条の三の表第二十八条、第二十九条第二項、第五十九条、第七十三条、第七十四条第三項、第七十五条第一項及び第二項、第七十七条第一項、第七十八条第一項、第九十条第一項、第九十三条、第九十四条の項の次に次のように加える。

第五十一条の三	都道府県ダム洪水調節機能協議会	指定都市ダム洪水調節機能協議会
---------	-----------------	-----------------

第二条の三の表第六十三条第三項の項中「の都府県」を「の都府県が」に、「都道府県（」を「都道府県が当該都道府県の区域（」に、「に係る部分を除く。」を「の区域を除く。」について」に改める。

第十条の五第一号中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第八号」に改める。

第十条の八の見出しを「（特定河川工事に係る権限の代行）」に改め、同条第一項中「、工事を」を「、特定河川工事を」に、「工事の」を「特定河川工事の」に改め、同条第二項中「第四項」の下に「並びに次条第二項及び第四項」を加え、同条第三項中「前項に規定する」を「前項の規定により」に、「の権限は、第一項」を「が代わって行う権限は、第一項前段」に、「同項」を「同項前段」に、「工事の開始

の日から工事」を「特定河川工事の開始の日から同項後段の規定により公示された当該特定河川工事」に改め、「日まで」の下に「の間」を加え、同項ただし書中「工事の」を「当該」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特定維持に係る権限の代行）

第十条の九 国土交通大臣は、法第十六条の五第一項の規定により特定維持を行おうときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、特定維持を行う河川の名称及び区間、特定維持の内容並びに特定維持の開始の日を公示しなければならない。特定維持の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、法第十六条の五第一項の規定により特定維持を行う場合においては、当該特定維持に係る法第十七条、第十八条、第六十六条、第六十七条、第七十四条及び第八十九条に規定する権限を都道府県知事等に代わって行うものとする。

3 前項の規定により国土交通大臣が代わって行う権限は、第一項前段の規定により公示された河川の区間につき、同項前段の規定により公示された特定維持の開始の日から同項後段の規定により公示された

当該特定維持の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、法第六十六条、第六十七条、第七十四条並びに第八十九条第八項及び第九項に規定する権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

4 国土交通大臣は、法第十八条又は第六十六条に規定する権限を都道府県知事等に代わつて行つたときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事等に通知しなければならない。

第三十七条の二の次に次の一条を加える。

(国土交通大臣の行う特定維持に要する費用についての都道府県等の負担)

第三十七条の三 都道府県等が法第六十五条の四第一項の規定により負担すべき金額は、特定維持に要する費用の額（法第六十七条の規定による負担金があるときは、当該費用の額から当該負担金の額を控除した額）に相当する額とする。

第三十八条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「特定河川工事」の下に「又は法第十条の五第一項の特定維持」を加え、「又は第二項」を「若しくは第二項又は第六十五条の四第一項」に改め、同条第三項中「若しくは第六十五条の三第三項」を「、第六十五条の三第三項若しくは第六十五条

の四第二項」に、「同条第四項」を「法第六十五条の三第四項若しくは第六十五条の四第三項」に改める。
第四十条第一項中「第七号」を「第八号」に改め、同条第二項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第五十三条第二項中「前項第二号」を「同項第二号」に改め、同条第三項第一号中「に規定する」を「及び第十六条の五第二項の規定による」に改め、同項第五号中「第四項」の下に「並びに第十条の九第一項及び第四項」を加える。

第五十六条中「第十六条の四」を「第十六条の三」に改め、「及び第四項」の下に「、第五十一条の三」を加え、「第六十五条の三」を「第六十五条の三第四項、第六十五条の四第三項」に改め、「第九十七条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第五十七条の表第十一条第一項及び第三項、第六十三条第三項及び第四項、第六十四条第二項、第六十五条の項中「第六十五条」の下に「、第六十五条の三第三項、第六十五条の四第二項」を加え、同表に次のように加える。

第十六条の四第一項

この項において

この項並びに第六十五条の三第

第六十五条の三第一項及び第二項	二級河川の修繕	一項及び第二項において
	改良工事等	
第六十五条の三第一項	負担金等相当額	負担金相当額
	負担金又は補助金	負担金

第五十七条の四中「第五条第一項第四号」を「第五条第一項（第四号に係る部分に限る。）」に、「第十條の八」を「第十條の六」に、「第三十八條第三項（法第六十三條第三項に係る部分に限る。）」を「第三十七條の二、第三十七條の三、第三十八條第二項及び第三項」に、「第五十九條第二号及び第三号、第六十條第二号」を「第五十九條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）」、第六十條（第二号に係る部分に限る。）に改め、同條の表第七條の項の次に次のように加える。

第十條の七第一号	ダム、導水路	導水路
第十條の八第二項及び第三項	第七十條の二（第三項を除く。） ）、第七十四條	第七十四條

<p>第十条の八第二項</p>	<p>都道府県知事等（法第十六条の四第一項の都道府県知事等をいう。第四項並びに次条第二項及び第四項において同じ。）</p>	<p>市町村長</p>
<p>第十条の八第四項</p>	<p>、第六十六条又は第七十条の二第一項</p>	<p>又は第六十六条</p>
<p>第十条の八第四項、第十条の九第二項及び第四項</p>	<p>都道府県知事等</p>	<p>市町村長</p>

第五十七条の四の表第二十二條第四項の項の次に次のように加える。

<p>第三十七条の二、第三十七条の三、第三十八条第二項</p>	<p>都道府県等</p>	<p>市町村</p>
<p>第三十七条の二第一項</p>	<p>に係る負担基本額</p>	<p>の額（法第百条第一項において準用する法第六十七条、第六十</p>

第三十八條第三項		
負担金又は法第六十五條の三第	第六十五條の三第三項若しくは	第三十七條の二第二項
負担金	第六十五條の三第三項又は	條の二第一項
負担金又は補助金	負担金	二級河川の修繕
改良工事等	当該負担基本額	又は第六十八條第二項
二級河川の修繕	この項において「準用河川負担基本額」という。）	、第六十八條第二項又は第七十
当該負担基本額	八條第二項又は第七十條第一項	條の二第一項
負担金又は補助金	の規定による負担金があるとき	は、当該費用の額からこれらの
負担金の額を控除した額。以下	負担金の額を控除した額。以下	この項において「準用河川負担

四項若しくは第六十五条の四第 三項の規定により都道府県が負 担すべき負担金

(建築基準法施行令の一部改正)

第三条 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三百三十六条の二の五第一項中第十五号を第十六号とし、第八号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 建築物の敷地の地盤面の高さの最低限度及び建築物の居室の床面の高さの最低限度 洪水、雨水出水(水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第二条第一項に規定する雨水出水をいう。)、津波又は高潮が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命、身体又は財産に著しい被害(以下この号において「洪水等による被害」という。)が生ずるおそれがあると認められる土地の区域について、当該区域における洪水等による被害を防止し、又は軽減する観点から見て合理的な数値であること。

第三百三十六条の二の五第六項中「第一項第十一号若しくは第十二号」を「第一項第十二号若しくは第十三号」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第七項中「第一項第十二号」を「第一項第十三号」に改め、同条第八項中「第一項第十三号若しくは第十四号」を「第一項第十四号若しくは第十五号」に、「すべて」を「全て」に改める。

(都市計画法施行令の一部改正)

第四条 都市計画法施行令(昭和四十四年政令第五百五十八号)の一部を次のように改正する。

第五条(見出しを含む。)中「第十一条第一項第十四号」を「第十一条第一項第十五号」に改める。

第六条の二中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 一団地の都市安全確保拠点施設

第七条の四中「第十二条の五第二項第一号」を「第十二条の五第二項第一号イ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第十二条の五第二項第一号ロの政令で定める施設は、避難施設、避難路又は雨水貯留浸透施設のうち、都市計画施設に該当しないものとする。

第十三条の見出し中「協議等」を「協議」に改める。

第三十六条の九中「から第十号まで」を「、第九号又は第十一号」に改める。

(防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令の一部改正)

第五条 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令(昭和四十七年政令第四百三十二号)の一部を次のように改正する。

第五条中「当該計画」を「当該集団移転促進事業計画」に改め、同条ただし書中「行なう」を「行う」に改め、同条の表中「第三条に」を「第四条に」に改め、同条を第六条とする。

第四条(見出しを含む。)中「第七条第五号」を「第八条第五号」に改め、同条を第五条とする。

第三条の見出し中「第七条第三号」を「第八条第三号」に改め、同条中「第七条第三号」を「第八条第三号」に、「第二条第二項」を「第三条第二項第三号」に、「同条第一項」を「法第二条第一項」に改め、同条を第四条とする。

第二条中「第七条各号」を「第八条各号」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

(法第三条第二項第三号の施設)

第二条 法第三条第二項第三号に規定する政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 高齢者、障害者、乳幼児又は児童が通所、入所又は入居をする社会福祉施設その他これに類する施設

二 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）又は特別支援学校

三 病院、診療所又は助産所

(地方住宅供給公社法施行令及び市民農園整備促進法施行令の一部改正)

第六条 次に掲げる政令の規定中「第十一条第五項」を「第十一条第六項」に改める。

一 地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）第二条第一項第七号

二 市民農園整備促進法施行令（平成二年政令第二百七十二号）第三条第一号

(司法書士法施行令及び土地家屋調査士法施行令の一部改正)

第七条 次に掲げる政令の規定中「、第二号及び第五号から第七号まで」を「から第三号まで及び第六号か

ら第八号まで」に改める。

一 司法書士法施行令（昭和五十三年政令第三百七十九号）第四条第十三号

二 土地家屋調査士法施行令（昭和五十四年政令第二百九十八号）第四条第十三号

（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第八条 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項を削り、同条第二項中「第二条及び」を削り、「同令第二条」を「同条」に、「第七条各号」とあるのは「を」「第八条各号」とあるのは、「」に、「第七条各号」と、同令第三条中「住宅団地（以下「住宅団地」という。）」とあるのは「住宅団地（以下「住宅団地」といい、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第七条各号に掲げる施設の用に供する土地を含む。）」を「第八条各号」に改め、同項を同条とする。

（独立行政法人都市再生機構法施行令の一部改正）

第九条 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号口中「第十一条第一項第十号」を「第十一条第一項第十一号」に改める。

第三十四条第一項第九号中「第十一条第五項」を「第十一条第六項」に改める。

(東日本大震災復興特別区域法施行令の一部改正)

第十条 東日本大震災復興特別区域法施行令(平成二十三年政令第四百九号)の一部を次のように改正する。

第七条中「第二条及び第三条」を「第三条及び第四条」に、「第二条中「法第七条各号」を「第三条中

「法第八条各号」に、「第七条各号」と、同令第三条中「住宅団地(以下「住宅団地」という。)」を「

第八条各号」と、同令第四条中「第三条第二項第三号に規定する住宅団地(」に、「住宅団地(以下「住

宅団地」といい、」を「第二条第二項に規定する住宅団地(」に、「含む。)」を「含む。」と、「法第

二条第一項」とあるのは「同条第一項」に改める。

(国土交通省組織令の一部改正)

第十一条 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第七号及び第八十五条第三号中「災害が発生した地域及び災害危険区域からの」を「防災のため
の」に改める。

附 則

この政令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年七月十五日）から施行する。

理 由

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、国土交通大臣が特定維持を行う場合に都道府県知事等に代わって行う権限を定める等河川法施行令その他の関係政令の規定を整備する必要があるからである。